

# 社会福祉法人六高台福祉会役員報酬規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人六高台福祉会（以下「この法人」という。）定款第23条の規定に基づき、この法人の役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち週1日以上定期的に当法人の業務に従事する者をいう。ただし、職員を兼ねる者は除く。
- (3) 常勤役員で職員を兼ねるものは、本会の職員給与規程に則り給与及び手当を支給する。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の区分)

**第3条** 役員等の報酬は、常勤理事にあつては月額給与とし、役員賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事をいう。以下同じ。）については、無給とする。
- 3 第1項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対して、別に定める評議員等交通費支給規程に基づき交通費を支給することができる。

## (事業年度の報酬総額)

**第4条** 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき288万円を上限とする。

## (給与の算定方法)

**第5条** 常勤理事の月額給与は、前条に定める総額の範囲内において、別表1に基づき理事会で決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額給与を支給する。

- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額給与を支給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 5 月額給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

#### (通勤手当の算定方法)

**第5条** 通勤手当の月額は、松寿園と当該常勤理事の自宅との直線距離の区分に従い別表2に基づき支給する。

- 2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合、日割計算を行い、支給する。

#### (支給方法)

**第6条** 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- 2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- 3 役員等の報酬の計算期間は前月11日より当月10日までとし、支給日は当月25日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日にあたるときは、その日前におけるその日に最も近い休日又は日曜日でない日とする。

#### (変更)

**第7条** この規程は、定款第23条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

#### 附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表1（第4条関連）

勤務日数	月間勤務日数	月額報酬額	年間報酬額
1日(週)	4日(月)	48,000円	576,000円
2日(週)	8日(月)	96,000円	1,152,000円
3日(週)	12日(月)	144,000円	1,728,000円
4日(週)	16日(月)	192,000円	2,304,000円
5日(週)	20日(月)	240,000円	2,880,000円

別表2（第5条関連）

区分	通勤手当
通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	0円